2012.5

PL Report ＜2012 No.2＞

国内の PL 関連情報

高齢者の長年愛用製品でヒヤリ・ハット

（2012 年 3 月 21 日　産経ニュース）

東京都生活文化局は、都内に居住する 60 歳以上の男女 3,000 人を対象に、過去 5 年以内に経験したヒヤリ・ハットや危害体験の情報を収集・分析した結果を調査報告書にまとめるとともに、結果を踏まえ高齢者に注意を促すためのパンフレット「シニア世代の身の回りの事故防止ガイド」を作成した。

報告書は、収集した約 6,300 件のヒヤリ・ハットや危害体験の情報を場面別に分類した「基本調査編」と使用期間が 10 年以上の家財に限定し、製品別に分類した「詳細調査編」の二部構成。報告書によると、調査対象の約 46%が実際に危害を被った経験があり、また約 20%がヒヤリ・ハットを体験していることが判明。場面別では「台所」と「屋外・ベランダ」、製品別では「ドライヤーや扇風機等の電気製品」「椅子や座椅子等の家具」および「ガスコンロ」の事例が上位を占めている。

一方、パンフレットでは収集した情報から代表的なヒヤリ・ハットや危害の事例について高齢者の身の回りの環境、行動パターン、使用する製品の特性に分けて事故防止を図るため 8 ページのイラストにまとめている。

ここがポイント

高齢者に関わる製品事故防止は、乳幼児・子供の事故防止と共に製造・流通事業者にとって大きな課題となっています。過去にも多くの報告や提言がなされているにもかかわらず、今回、東京都が新たに調査と注意喚起を行った背景には、急激な高齢化と製品の長期使用の傾向があると考えられます。

報告書からは、高齢者の事故が発生する主な原因として以下３つが読み取れます。

・高齢者の体力・記憶力の衰えによる製品の誤った取り扱い
・長期間使用している製品の劣化による不具合発生
・上記 2 点の複合（製品の異常に気付いているがそのまま使い続けて、あるいは修理しようと試みて事故に遭う）

これまでこうした事故が起きると、「高齢者の事故⇒誤使用が原因⇒取扱説明書で使用上の注意喚起』あるいは「長期間使用した製品の事故⇒長期使用による劣化が原因⇒取扱説明書で適切な保守・点検の必要性の説明』のように、取扱説明書の記載追加による対応策が一般的でした。

しかし、今回の報告書および過去の類似の調査により種々の事故情報が公開されている事実を考えれば、事業者は、高齢者に多い“誤使用”は既に“予見可能な誤使用”と認識した上で、自社製品のリスク低減策を検討・実施する必要があります。

実際に、高齢者を含む安全対策として製品が持つハザードを取り除く（沸騰しても高温の蒸気を外部に排出しない電気ポット/炊飯ジャー、回転する羽根の無い扇風機等）、利便性に劣るものの操作を停止・制限して危害を最小限に抑える（ガスコンロの焦げ付き消火機能や洗濯機の脱水槽のロック機構等）等、これまで事故例を反映して対策を施された製品が増加

する傾向が見られます。事業者においては、今回のような調査結果も踏まえつつ、自社製品の安全対策の一層の向上の観点から、製品の設計・開発段階で高齢者の使用も十分に踏まえたリスクアセスメントを実施し、本質安全設計、あるいは保護装置によるリスク低減に本格的に取り組む必要があると考えられます。その上で、高齢者にもわかりやすい警告表示、安全な使用法やメンテナンスに関する説明の工夫など、表示の見直しや教育・啓発面での活動にも一層努める必要があります。

経産など３省、有機顔料中の副生ＰＣＢ問題で合同検討会

（2012 年 3 月 22 日　化学工業日報 他）

経済産業省、厚生労働省、環境省は三省合同の検討会を立ち上げ、一部の有機顔料に非意図的に生成するポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）のリスク評価に着手する。２０１１年１月に、国際団体のＥＴＡＤ（染料・有機顔料製造者生態学毒性学協会）がある種の顔料に微量ＰＣＢが生成される可能性を指摘したポジションペーパーを発表し、国内の事業者団体である化成品工業協会（化成協）が、加盟企業（有機顔料の製造・輸入事業者）に分析調査を依頼、本年２月、化成協から経済産業省への調査結果の報告が行われたことを受けた対応である。

新たに設置された検討会は、関係事業者からの報告に基づき、企業に対する実態調査・人の健康等のリスク評価を踏まえ、専門家の意見も入れながら結果をまとめる。これと並行して、生成されるＰＣＢの許容上限値の設定や追加の措置も検討する。なお、顔料含有の PCB 被害は報告されていない。

ここがポイント

有機顔料は、印刷インキ、塗料、ゴム・合成樹脂・繊維・紙・文具・液晶カラーフィルターなど広く使用されており、日本では１９７４年に「化審法」（「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」）により、ＰＣＢの製造・輸入・新たな使用などが禁止され、適正な保管・廃棄に関して「ＰＣＢ特別措置法」が施行されています。

しかしながら、現状では非意図的に副生したポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の含有濃度に関する国内規制はない状況であることから、ストックホルム条約（POPs 条約）で「流通させるべきでない」とする値を参考に、暫定的な規制値を設定、ＰＣＢ濃度が５０ｐｐｍを超える有機顔料については製造・輸入・出荷の停止と回収を行い、適正保管をするよう行政指導を行っている経緯にあります。

顔料内のＰＣＢ生成量は、原料とその不純物および、顔料生成のプロセスによって異なる一方、ＰＣＢ濃度と人体毒性の相対評価は、評価の確証を得ることが容易ではなく、非意図的ＰＣＢ濃度を規定するには相応の時間を要すると考えられます。このため、現時点では、経済産業省の暫定規制値を遵守するとともに、すべての有機顔料の取扱事業者や有機顔料を使用している製品の製造事業者は、継続的に非意図的に生成されるＰＣＢに関わる調査、研究情報の収集に努め、三省合同の検討会での検討状況も踏まえつつ、今後自社製品のＰＣＢの含有量把握のための実態調査や含有物質の出荷先のトレースなどを含め、自社製品のリスクアセスメント結果をレビューすることが必要になるものと考えられます。

食中毒事故が多発　衛生管理徹底を

（2012 年 3 月 29 日　毎日新聞　島根地方版）

島根県内で、今年に入り食中毒が多発している。3 ヶ月で平年の年間発生数の 10 件に並び、最近では 910 人が食中毒を起こした 2006 年に次ぐペースとなっており、県は調理者の手洗いや衛生状態確保の徹底を呼びかけている。

ここがポイント

一般的に 12 月から翌年 3 月まではノロウイルス等によるウイルス性食中毒が多く、4 月からは一転して細菌性食中毒が増加し、8 月にピークを迎えます。食中毒により人に危害を及ぼすウイルスや細菌が食品に混入する経路は、原料由来、環境由来、作業者由来の３つに大別されます。

農水産物には何らかの微生物が付着している可能性があり、例えば二枚貝にはノロウイルス、肉や野菜、穀物にはそれぞれカンピロバクターや大腸菌、ボツリヌス菌などの細菌が付着している場合があります。このような原料由来の食品汚染は一次汚染と呼ばれています。一方、例えば施設内の空中に浮遊しているカビが食品に混入した場合は環境由来、その他に、例えば健康な人でも約 30%が外耳道や鼻腔、皮膚表面などに黄色ブドウ球菌が生存しており、作業者がマスクや手袋を使わずに当該菌が食品に混入した場合は作業者由来となり、これらの環境由来や作業者由来の食品汚染は二次汚染と呼ばれています。

一次汚染のリスクを低減する上では、低温保存が一般的ですが、低温保存でも増殖したり、毒素を産生する細菌があるため、原料の先入れ先出しを徹底することに加え、次亜塩素酸ナトリウム等の洗浄剤で原料を洗浄（浸漬）し、初発菌数を低減させることなどが効果があります。この場合、原料への洗浄剤の移行や風味等を損なわない洗浄剤の選択、濃度や洗浄（浸漬）時間、洗浄剤の薬効時間等の取扱い条件を決定したり、誤使用により高濃度の洗浄剤が食品に混入しないよう、食材の取扱いに関する管理規定を策定し、遵守を徹底する必要があります。

二次汚染を防止する上では、作業員の手洗いや作業環境を含めた衛生状態の確保が基本になります。厚生労働省より「大量調理施設衛管理マニュアル」や「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン)」、「（各種業態別の）衛生規範」が提示されており、これらを参考に、自社の衛生基準を策定、自主点検を行うことに加え、衛生基準の妥当性等について専門家に相談したり、第三者による点検を実施するなど、適切な衛生基準の設定と遵守が重要となります。

海外の PL 関連情報

欧州委員会が消費者用製品リコール等に関する手引書を公表

欧州委員会（EC）は、2012 年 3 月、製造事業者や流通事業者に対し、市場の不安全製品のリコールを含む是正措置に関するアドバイスを提供する手引書（Corrective Action Guide※）を公表した。本手引書は、主として、欧州委員会（EU）加盟各国の市場監視機関のクロスボーダーでの監視等を目的とした集まりである PROSAFE により作成され、製品供給者（製造事業者および流通事業者）が不安全製品が市場にあることを認識した場合に取るべき措置の手順等を解説している。本手引書は、食品、医薬品、医療機器を除くすべての消費者用製品に適用される。

※ http://ec.europa.eu/consumers/safety/rapex/docs/corrective_action_guide_march2012.pdf

ここがポイント

今回の手引書は、EC が 2004 年に公表した「リコールを含む是正措置の手引書（A Guide to corrective action including recalls）の改定版であり、加盟各国による危険製品に関する通知手続きおよびリスクアセスメントの方法に関する 2010 年の委員会決定(Commission Decision 2010/15/EU）の内容が反映されています。

本手引書の性格は、法的強制力があるものではありませんが、2001 年製品安全指令（GSPD: General Product Safety Directive 2001/95/EC）に従い、製品供給者が製品リコールその他の是正措置を検討する場合に、考慮すべき基本的要素を網羅的に解説しています。

本手引書においては、適切な是正措置の鍵は「迅速な対応」と「効果的な伝達」にあるとし、適切な是正措置実施のためのチェックリストやフローチャート、さらには消費者に対し是正措置に関する情報を効果的に伝達する方法の解説や関連資料（是正措置の社告事例や各国の監督当局へのコンタクト方法等を含む）が掲載されており、実務的にも利便性の高いものとなっています。

米国における電気製品による火災の原因調査

米国の消費者向け製品のテスト機関である消費者連盟（Consumer Union）は、2012 年 2 月、その機関誌である Consumer Reports 誌において、米国内で発生した電気製品が関係した火災についての分析調査結果を発表した。これによると、火災のうち誤使用や誤操作などの人為的な要因によるものは半分程度であり、残り半分のかなりの部分が機器それ自体の問題により引き起こされた可能性がある。

ここがポイント

今回の Consumer Report による調査は、連邦緊急事態管理庁（FEMA）が管理する全国火災発生報告システムから得られる最新の過去データ（2002 年から 2009 年まで）および製品安全委員会（CPSC）からの火災に関する報告、訴訟記録その他の記録および CPSC が運営する公開事故情報データベースから得られる情報を分析したものである。

調査の結果、過去 5 年間に 1,500 万点以上の電化製品が欠陥による火災のおそれがあるとしてリコールされ、その約半分（730 万点）が食器洗い機であり、うち 4/5 が海外製品でその大部分が中国製品であった。また、火災発生報告システムの火災データ（2002 年-2009 年で 160 万件）の分析から、電気製品が関係する火災は 69,000 件以上にのぼり、そのうち 35,297 件が電気製品の問題が関与している可能性があり、少なくとも 15,700 件（23%）以上の火災については、明らかに製品欠陥自体が火災の主要原因であるとしている。また、原因機器としては、レンジ（電気コンロ）、乾燥機が多く、エアコン、冷蔵庫、食器洗い機などが続くと指摘している。

同誌は、多くの電気製品にタッチパネルが付加されるなど、機能の高度化や複雑化に伴い、電気的な事故による火災やリコールのリスクは引き続き増加しており、例えば、過去の複数の大規模リコールが、意図しない機器のスタートが原因であり、火災も発生しているとし、こうした事態が起こる可能性は低いとしても、発生した場合の被害は甚大になると警告している。

なお、同誌は、電気製品による火災リスクへの消費者側の対策として、電気製品を購入したら購入届けを出しリコールが発生した場合に備えることや、各階とすべての寝室に煙探知機を設置すること、電気コードや配線が古くなったりダメージがないかなどの点検することなどを推奨している。

インターリスク総研の製品安全・ＰＬ関連サービス

・株式会社インターリスク総研は、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもともに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL　Master」

「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012